## 会 議 録

会議の名称	平成 29 年度西東京市個人情報保護審議会(第1回)
開催日時	平成 29 年 4 月 27 日 (木) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 15 分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	(出席委員) 横道会長、河野委員、茶谷委員、海老澤委員、大川委員 (事務局) 総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任 (欠席) 岡本委員、濱野委員
議 題	議題1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う 個人情報保護条例等の改正について(諮問)
会議資料	資料1 諮問書(写)ほか
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
人类由宏	

## 会議内容

○会 長 ただいまより、平成 29 年度第1回個人情報保護審議会を開催する。まず、 「議題1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個 人情報保護条例等の改正について」を議題とする。事務局からの説明を求める。

## 【事務局から説明】

- ○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- ○委員 非識別加工情報の提供制度について、詳細の説明を求める。
- ○事務局 (参考資料1に基づき説明)
- ○委 員 西東京市において、非識別加工情報の提供に係る事業者からの提案は、どの 程度あると想定されるか。
- ○事務局 現段階では、どのようなデータに事業者のニーズがあるのか不明である。事業者は、ある程度の広域性を持ったデータを求めると予想されることから、当市のみのデータに利用価値があるかどうかは不明である。
- ○委 員 国の導入スケジュールについてはどうか。
- ○事務局 改正行個法の施行日は、平成29年5月30日であり、現段階では、個人情報 保護委員会規則案及びガイドライン案の準備がなされているところである。
- ○委員 非識別加工情報は、誰が作成・加工するのか。
- ○事務局 原則として、自治体が作成・加工するものとされているが、外部委託による ことも可能である。
- ○委 員 外部委託により非識別加工情報の加工ソフトのようなものを作成し、職員が このソフトを使用して処理する仕組みも考えられる。
- ○事務局 そのような手法もあると考える。

- ○委 員 市が保有する情報のうち、どのようなものが非識別加工情報として活用され うるのか。
- ○事務局 総務省の「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(案)」では、非識別加工情報の活用例として、市が保有する国保給付データを新たな生命保険商品の研究・開発に活用すること、災害要援護者ファイルを防災計画や災害支援へ活用すること、介護保険データを地域における介護保険の現状分析等に活用すること等が示されている。
- ○委 員 非識別加工情報の仕組みの導入について、都や近隣自治体における動向はど うか。
- ○事務局 都の条例改正の時期は、未定と聞いている。また、非識別加工情報の提供の 仕組みは、個人情報の利活用を図るものであることから、新条例により制度を 導入する考えもあると聞いている。都内 26 市では、「個人識別符号」及び「要 配慮個人情報」の定義については、平成 29 年 3 月議会で改正済みの市が 2 市、 平成 29 年 6 月議会ないし 9 月議会で改正予定の市が当市を含め 4 市である。 非識別加工情報の仕組みについては、導入予定だが時期は未定とする市が 5 市、導入するかどうか未定とする市が 21 市である。なお、現段階で非識別加 工情報の仕組みを条例に規定した自治体は、鳥取県のみであると聞いている。
- ○委 員 今回の諮問の趣旨としては、まずは、「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」の定義の改正を行い、非識別加工情報の提供の仕組みの導入については、都や近隣自治体の動向を踏まえ、改めて検討することとし、今回の条例改正には含めないという方針について、審議会の意見を求めるとの認識でよいか。
- ○事務局 そのとおりである。
- ○委員 法改正があれば、それに合わせて条例改正を行うのは当然ではないかと考えるが、今回の条例改正は、当審議会への諮問事項となるのか。
- ○事務局 条例の中で引用している法の条項を改める程度の改正であれば諮問事項ではないと考えるが、今回の改正は、個人情報の定義等を改めるため、諮問事項であると考える。個人情報保護制度の整備は、自治体が先行し、法律が後から整備されたという経緯があり、各自治体で個人情報保護条例の規定が異なっている部分もある。例えば、行個法では、個人情報の定義を「生存する個人に関する情報であって」と定義し、個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っているが、市の条例は、死者の名誉や人格的利益を守る等の趣旨から、死者に関する個人情報を保護の対象に含めた形で規定している。
- ○委員 法改正を受け、条例を改正するかどうかは自治体の判断である。この観点から言えば、資料2「3 西東京市個人情報保護条例の改正の概要」(1)ア中、「同法への追随性を確保する観点から」との文言は不適切ではないか。
- ○事務局 ご指摘のとおり、「同法への追随性を確保する観点から」との文言は、不適 切な表現であることから修正させていただく。
- ○委 員 「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」の定義の改正は、個人情報の保護 の充実につながるものであると考える。非識別加工情報の仕組みの導入につい ては、当審議会としても、都や近隣自治体の動向や、当該仕組みの詳細を把握 した上で、導入の可否を判断する必要がある。
- ○委 員 非識別加工情報の仕組みの導入には、今後、課題の整理が必要とのことだが、 どのような課題があるのか具体的に示していただきたい。
- ○事務局 そのように対応する。
- ○会 長 それでは、次回会議において、非識別加工情報の仕組みの導入に係る課題等 を整理したものを補足資料として提示していただくほか、パブリックコメント

の結果の報告を受けた上で、さらに審議することとしたい。以上をもって、本 日の会議は閉会とする。